

金沢美術工芸大学客員教授に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 55 号

(目的)

第 1 条 金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）における教育及び研究の機能の充実を図るため、本学に金沢美術工芸大学客員教授（以下「客員教授」という。）を置く。

(要件)

第 2 条 客員教授は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 芸術の分野においてすぐれた業績をあげ、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (2) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (3) 研究上の業績が前号に準じ、かつ教育研究上の指導能力があると認められる者
- (4) 大学において教育の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

(委嘱)

第 3 条 客員教授は、教育研究審議会の議を経て、理事長が委嘱する。

(身分)

第 4 条 客員教授の身分は、非常勤講師又は非常勤の美術工芸研究所職員とする。

(委嘱期間)

第 5 条 客員教授の委嘱期間は、3 年とする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。